

「インボイス制度」



~申 請 受 付 始 まっています~

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が開始されます。 消費税の仕入税額控除を受けるためには、適格請求書(インボイス)の保存が必要です。 適格請求書発行事業者のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。 「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を税務署に提出し<mark>税務署長の登録を受ける必要があります。</mark>

インボイス制度とは?

インボイス制度の基本を分かりやすく解説した動画です。 消費税の申告を行ったことがない事業者の方も適格請求書発 行事業になるかどうかの検討が必要ですので、ぜひ動画をご 覧ください。





制度の対応 には事前準 備が必要請 で します。 を Tax で。



インボイス制度対応に向けた準備のポイント

買手としての準備

- 継続的な取引の相手先(仕入先等)に対して、
 - ①登録の有無の確認、②適格請求書の様式や受領方法の確認が必要
- ◇□ 必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修等
- □ 適格請求書等保存方式に係る社員研修の実施

売手としての準備

- 継続的な取引の相手先(売上先等)に対して、
 - ①登録番号、②適格請求書の様式や交付方法の認識の共有
- □ 自身が行う取引について適格請求書の記載事項を満たす書類を整備 (請求書、納品書、レシートなど)
- □ 適格請求書の交付方法(電子インボイスの提供など)を検討
- □ 必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修など

~ 登録申請手続関係サイトのご紹介 ~

インボイス制度特設サイト

登録申請手続

作成マニュアル e-Tax ソフト(WEB 版)^

Q&A









インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談は、軽減・インボイスコールセンターへ!!

フリーダイヤル

0120-205-553(無料)

受付時間

9:00~17:00(土日祝日除く)